

令和 4 年 6 月 6 日 開 会

⑤

令和 4 年 第 2 回 茨 城 県 議 会 定 例 会 議 案 概 要 説 明 書

(第 2 綴)

茨 城 県

目 次

1	副知事の選任について	1
2	人事委員会委員の選任について	2
3	監査委員の選任について	3

1 副知事の選任について

副知事（定数2）のうち、小善真司氏が令和4年6月30日付をもって退職するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者を選任しようとするものである。

横 山 征 成

昭和44年7月1日生



現住所	神奈川県横浜市		
学 歴	平成 5年 3月	東京大学法学部卒業	
職 歴	平成 5年 4月	建設省採用	
	平成21年 7月	国土交通省都市・地域整備局都市計画課都市計画企画調整官	
	平成23年 7月	国土交通省都市局総務課企画官	
	平成24年 7月	国土交通省大臣官房会計課企画官	
	平成26年 7月	国土交通省都市局都市政策課長	
	平成27年 7月	国土交通省都市局まちづくり推進課長	
	平成27年10月	国土交通省大臣官房付兼国土交通大臣秘書官事務取扱	
	平成29年 8月	国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課長	
	平成30年 7月	国土交通省大臣官房参事官(土地政策担当)	
	令和 2年 7月	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(総括担当)	

【選任理由】

候補者は、国土交通省、内閣府等の政府機関の職員として勤務し、行政全般に関する豊富な実務経験及び優れた識見を有しており、副知事として、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

よって、副知事として適任であり、選任しようとするものである。

2 人事委員会委員の選任について

人事委員会委員（定数3）のうち、加藤多彦氏が令和4年7月15日付をもって任期満了となるので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者を選任しようとするものである。

稲 葉 伸 子

昭和40年2月5日生



現住所	茨城県つくば市		
学 歴	昭和60年 3月	東京スクールオブビジネス専門学校卒業	
職 歴	昭和60年 4月	株式会社西武百貨店入社	
	平成11年 9月	稲葉酒造代表	
	平成12年 4月	株式会社男女川代表取締役専務	
	平成31年 1月	茨城県消費生活審議会委員	
	令和 3年 6月	つくば市商工会総代	

【選任理由】

人事委員会は、地方公務員法第7条に基づき、人事行政に関する事項についての調査、人事行政の運営についての勧告等に関する事務を担当する機関として設置されるもので、3人の委員をもって組織される。

候補者は、企業を経営するとともに、茨城県消費生活審議会委員を務めるなど、優れた識見と幅広い視野を有している。

人事委員会においては、これらの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、人事委員会委員として適任であり、選任しようとするものである。

3 監査委員の選任について

監査委員（知識経験を有する者の定数2）のうち、深谷一広氏が令和4年6月30日付をもって任期満了となるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者を選任しようとするものである。

澤 田 勝

昭和31年11月14日生



現住所	茨城県水戸市		
学 歴	昭和55年 3月	東京工業大学工学部卒業	
職 歴	昭和55年 4月	土木部都市計画課	
	平成19年 4月	土木部都市局都市計画課技佐	
	平成20年 4月	土木部企画監	
	平成22年 4月	土木部道路建設課長	
	平成24年 4月	土浦土木事務所長	
	平成26年 4月	土木部都市局長	
	平成27年 4月	土木部技監（総括）	
	平成28年 4月	土木部長	
	平成29年 3月	茨城県退職	
	平成29年 4月	茨城県道路公社理事長	
	平成30年 4月	茨城県公営企業管理者企業局長 （令和4年3月任期満了）	

【選任理由】

監査委員は、地方自治法第195条に基づき、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するために設置されるもので、県議会議員から2人、知識経験を有する者から2人が選任される。

候補者は、昭和55年の茨城県入庁以来、土浦土木事務所長や土木部長などを歴任した後、企業局長を務めるなど、県政全般について、優れた識見と幅広い視野を有している。

以上のことから、監査委員として適任であり、選任しようとするものである。